第7号様式（第9条関係）
（その1）

（平成　27　年分）

収　支　報　告　書

選挙管委
28.2.29
第 7050 号

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

（ふりがな）　ふじのくにせいさくじゅく

1　政治団体の名称　富士のくに政策塾

活動区域の区分	
□ 2以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

2　主たる事務所の所在地　静岡県静岡市駿河区南町6-16　ﾊﾟﾚ･ﾙﾈｯｻﾝｽ202-2

3　代表者の氏名　藤本　祐司

4　会計責任者の氏名　青島　武由

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
□ 無	
公職の種類	参議院議員
資金管理団体の届出をした者の氏名	藤本　祐司

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	藤本　祐司
公職の種類	参議院議員

（事務担当者の氏名）　青島　武由
（電話番号）　054-280-7604

資金管理団体の指定の期間				
平成	年	月	日から	
平成	年	月	日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間				
平成	年	月	日から	
平成	年	月	日まで	

入力済

（そ の ２）

収　支　の　状　況

1 収支の総括表

		十億 百万 千 円
収入総額		782,480
	（前年からの繰越額）	782,374
	（本年の収入額）	106
支出総額		589,747
翌年への繰越額		192,733

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	十億 百万 千 円 0
員数	人 0

(2) 寄附		
ア 寄附（イを除く。）の区分	金額	備考
(ｱ) 個人からの寄附	十億 百万 千 円 0	
（うち特定寄附）（内書）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ｱ)+(ｲ)+(ｳ)= ア	0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）（内書）	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 （ア＋イ）	0	

（その6）

(6) その他の収入

摘　　要	金　　額 十億　百万　千　円	備　　考
この頁の合計	0	
1件10万円未満のもの	106	
合　　計	106	

（注）　1件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入はまとめて「1件10万円未満のもの」欄に記載して下さい。

（その13）

3　支出項目別金額の内訳

(1)支出の総括表

項目	金額	備考
1　経常経費	十億　百万　千　円	
(1) 人件費	0	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	213,791	
(4) 事務所費	135,696	
小計	349,487	経常経費の計
2　政治活動費	十億　百万　千　円	
(1) 組織活動費	240,260	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費（小計）	0	(3)のア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣伝事業費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	0	
(6) その他の経費	0	
小計	240,260	政治活動費の計
合計	589,747	経常経費と政治活動費の計

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳	項目別区分	備品・消耗品費　（　消耗品費　）			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億　百万　千　円	平成			
コピーカウンタ代	10,225	27.4.7	リコージャパン㈱	東京都中央区日本橋小網町19-5 akebono日本橋ビル	
コピーカウンタ代	11,680	27.5.12	リコージャパン㈱	東京都中央区日本橋小網町19-5 akebono日本橋ビル	
コピーカウンタ代	48,366	27.6.4	リコージャパン㈱	東京都中央区日本橋小網町19-5 akebono日本橋ビル	
コピーカウンタ代	13,425	27.7.7	リコージャパン㈱	東京都中央区日本橋小網町19-5 akebono日本橋ビル	
この頁の小計	83,696				
その他の支出	84,176				
合計	167,872				

（注１）５万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、５万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳	項目別区分	備品・消耗品費　　（　定期購読料　）			
支出の目的	金額 十億　百万　千　円	年月日 平成	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	45,919				
合計	45,919				

（注１）５万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、５万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳	項目別区分	事務所費　（　賃借料　）			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億　百万　千　円	平成			
1年間分コピーリース代	16,200	27.8.4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
この頁の小計	16,200				
その他の支出	0				
合計	16,200				

（注１）５万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、５万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳	項目別区分	事務所費 （ 通信費 ）			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円	平成			
ＮＨＫ放送受信料	12,730	27.2.26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2丁目2-1 ＮＨＫ放送センター内	
ＮＨＫ放送受信料	12,730	27.8.26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2丁目2-1 ＮＨＫ放送センター内	
この頁の小計	25,460				
その他の支出	92,804				
合計	118,264				

（注１）５万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、５万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳	項目別区分	事務所費　（　事務管理費　）			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億　百万　千　円	平成			
この頁の小計	0				
その他の支出	1,232				
合計	1,232				

（注１）５万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、５万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

(3) 政治活動の内訳	項目別区分	組織活動費 （ 行事・会議費 ）			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円	平成			
この頁の小計	0				
その他の支出	16,500				
合計	16,500				

（注１）５万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、１万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、５万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

（その15）

(3) 政治活動の内訳	項目別区分	組織活動費 （ 旅費交通費 ）			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円	平成			
この頁の小計	0				
その他の支出	1,700				
合計	1,700				

（注１）５万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、１万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、５万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

（その15）

(3) 政治活動の内訳	項目別区分	組織活動費 （ 渉外費 ）			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円	平成			
この頁の小計	0				
その他の支出	98,700				
合計	98,700				

（注１）５万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、１万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、５万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

(3) 政治活動の内訳	項目別区分	組織活動費 (交際費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億 百万 千 円	平成			
この頁の小計	0				
その他の支出	123,360				
合計	123,360				

(注1) 5万円以上の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出)はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出)は、「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備　　考
ア　土　　地	□	☑	
イ　建　　物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	□	☑	
カ　金　銭　信　託	□	☑	
キ　有　価　証　券	□	☑	
ク　出　資　に　よ　る　権　利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑して下さい。

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成　28年　2月　28日

政治団体の名称　：　富士のくに政策塾

会計責任者の氏名　：　青島　武由　㊞

（解散届と併せて提出する時のみ記入）

（代表者の氏名　：　　㊞）

※　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署すること。

※　解散届と併せて提出する収支報告書の場合は、「代表者の氏名」も記名押印又は署名することとし、署名の場合は

政治資金監査報告書

平成２８年1月１９日

富士のくに政策塾
代表　藤本　祐司　殿

登録政治資金監査人　高村　旅
登　録　番　号　第　６４０号
研修修了年月日　平成２１年１０月１６日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、富士のくに政策塾の平成２７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴収した収支報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、富士のくに政策塾の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体係るその年における支出の状況が記載され、かつ当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　　業務制限

富士のくに政策塾と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、富士のくに政策塾と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以　　上